

Title	地方公共団体における科学技術関係経費の政策科学的解析
Author(s)	権田, 金治; 新船, 洋一
Citation	年次学術大会講演要旨集, 14: 453-459
Issue Date	1999-11-01
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/5791
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

2C11 地方公共団体における科学技術関係経費の政策科学的解析

権田金治（東海大国際政策科学研），○新船洋一（科技庁科学技術政策研）

はじめに

本論では、近年、地域における科学技術振興の重要性について認識が高まってきていることを各都道府県における総合的推進体制の整備状況をとおして示した後に、各都道府県における科学技術振興に係る「**経常的経費**」の金額を県民1人あたりの金額に換算して考えた場合、都道府県によって大きな差があること、そしてその「**経常的経費**」の内訳が徐々に変化してきていることを報告する。なお、本論において利用したデータは、科学技術政策研究所において実施してきた調査研究によるものであるが、本論における「**経常的経費**」の定義は研究所における調査研究での定義とは異なるものである。

1 地域における科学技術振興の重要性の高まり

従前は、「科学技術」という言葉に、原子力や宇宙といったメガサイエンスのイメージが強かったためか、「地域」と結びつけて議論されることは多くなかったようである。

国においては、1977年の科学技術会議答申（6号答申）の中で「地方における科学技術活動の推進」の重要性について言及しており、また、1992年に閣議決定された「科学技術政策大綱」では多極分散型の国土形成に資するため「地域における科学技術の振興を図る」こととされていた。

そして、1995年11月に成立・施行された科学技術基本法では、その第4条において、「地方公共団体は、科学技術の振興に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」とされ、科学技術振興に関する地方公共団体の責務が法律条文上明記された。また、同法第5条においては、基礎研究の推進について、「地方公共団体が果たす役割の重要性に配慮しなければならない」とされた。

さらに、地域における科学技術振興の具体的方向については、同年12月、科学技術会議の答申22号答申）を受けて内閣総理大臣が定めた「地域における科学技術活動の活性化に関する基本方針」において明らかにされ、その内容は翌年7月に閣議決定された「科学技術基本計画」に盛り込まれているところである。

これらを受け、国においては、地域における科学技術振興に関する様々な施策が講じられ、例えば科学技術庁では重点研究領域について地域におけるネットワーク型地域COEの形成を図るため「地域結集型共同研究事業」を実施するなどし、地域科学技術関係予算は増加してきている。

一方、地域における科学技術振興の重要な担い手である都道府県においても、科学技術行政を推進するための体制を整備しようという動きが出てきた。それらの動きを示すものの例として、科学技術振興のための専任部署の設置、審議会等の設置、大綱・基本計画の策定があげられるが、平成10年9月現在において、47都道府県の3分の2を超える32都道府県において何らかの具体的な体制整備が行われていることになり、地域における科学技術振興の重要性に関して都道府県の認識が高まっていることをうかがわせるものといえる。

2 各都道府県における科学技術振興に係る「経常的経費」

(1) 科学技術政策研究所における「地域における科学技術振興施策の調査研究」

科学技術政策研究所では、地域における科学技術振興施策の状況を調査研究する目的で、都道府県及び政令指定都市にアンケートを依頼し、その結果を「地域における科学技術振興に関する調査研究」と題した報告書としてまとめ、過去4回発表してきた。この中で、都道府県及び政令指定都市における科学技術振興のための施策と

そのための支出した経費の額を決算額ベースで調査し、解析を実施している。

(2) 本論における「経常的経費」の定義

前述の科学技術政策研究所における地域における科学技術振興施策の実態に関する調査研究の結果、明らかになったことの一つが、各都道府県における科学技術関係経費の額は、公設試験研究機関や理科系高等教育機関等に関して、大規模な施設整備が行われた年度においては急激に増加し、その整備が終了すると急激に減少するということである。このため、ある年度のみに生じた多額の施設整備費を含めた形で都道府県の科学技術関係経費をとらえ、その推移等を調査研究するのでは、各都道府県の実態を十分にとらえきれないものと思われる。

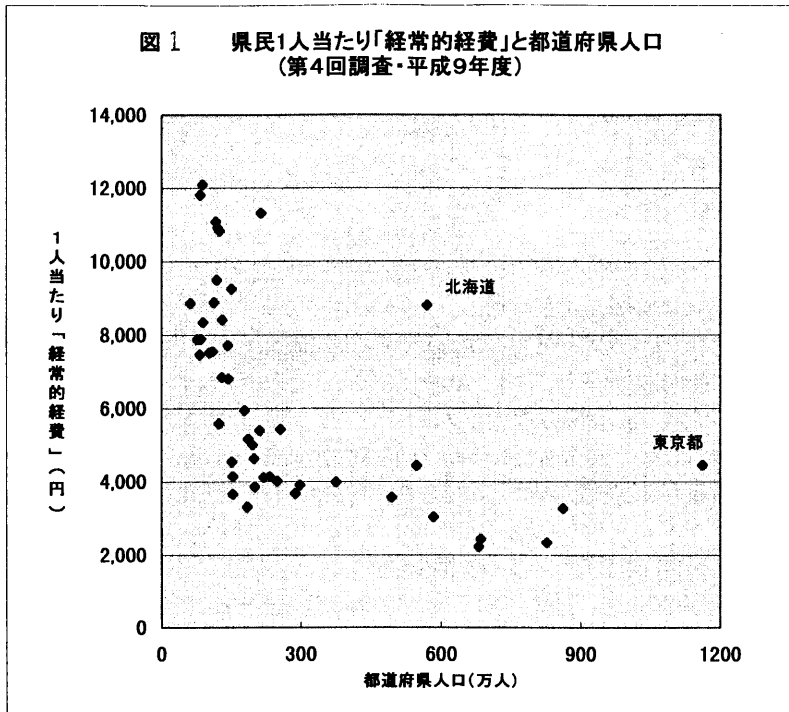
このことを踏まえ、本論では、各都道府県の科学技術関係経費から、大規模な施設整備にかかった費用を除外するとともに、翌年度以降は支出されないであろう臨時の経費を極力除くことで、科学技術振興のための経常的経費（以下、たんに「経常的経費」という。）を算出し、都道府県における科学技術関係経費の内訳の推移等を解析しようとした。なお、調査データの都合で、経費の詳細が明らかでなく、臨時的な経費なのか不明なものについては、やむを得ず「経常的経費」として計上したため、データとしては多少不正確な部分があることを先にお断りする。

3 各都道府県における科学技術関係「経常的経費」に関する解析

(1) 都道府県の科学技術関係「経常的経費」の金額に関する解析

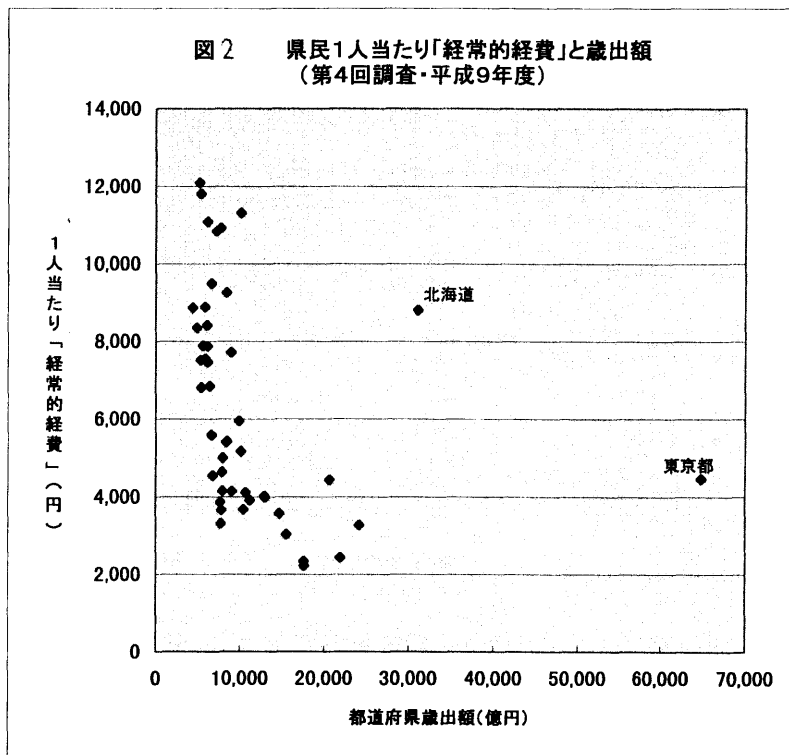
ア 都道府県の人口規模と県民1人当たりの経常的経費の金額

同じような人口規模の県においても、県民1人当たりの「経常的経費」の額はかなりの差があることが判明した。一般的には、人口が多い都道府県は1人当たりの額が少なくなるという傾向があるが、北海道と東京都は、やや傾向からはずれている。（図1参照）



イ 都道府県の歳出規模と県民1人当たりの経常的経費の金額

同じような歳出規模の県においても、県民1人当たりの「経常的経費」の額はかなりの差があることが判明した。(図2参照)



ウ 都道府県の財政力指数と県民1人当たりの経常的経費

同じような財政力指数の県においても、県民1人当たりの「経常的経費」の額はかなりの差があることが判明した。注目されるのは、同様の財政力指数であっても、東北地方の県の多くは上の方(県民1人当たりの額が多い)に位置し、九州地方の県の多くはやや下(県民1人当たりの額が少ない)に位置するなど、近隣の県同士が比較的近い位置に固まる傾向があるということである。(図3参照)

エ 都道府県の歳出額と歳出額に占める「経常的経費」の割合

歳出額が1兆円未満の県を観察すると、同じような歳出額の県においてもその歳出額に占める「経常的経費」の割合にかなりの差がある。ところが、1兆円以上2兆5千億円以下の都道府県においては、1%前後に固まる傾向がある。(図4参照)

(2) 都道府県の「経常的経費」の内訳に関する解析

次に、各都道府県の「経常的経費」の内訳について、「経常的経費」の多くを占める公設試験研究機関（例えば、県立工業試験研究所）に係る経費と近年増加している理科系高等教育機関（例えば、県立医大）に係る経費の各々の割合の点から解析を行った。公設試験研究機関及び理科系高等教育機関に係る経費は「経常的経費」の約80%を占めるものであるため、各々の割合を計算し、各都道府県の「経常的経費」の内訳を分析しようとしたものである。

まず、各都道府県の「経常的経費」について、公設試験研究機関と理科系高等教育機関に係る経費の割合を調べグラフ化してみた。（図5～図7参照）第2回調査から第4回調査の結果を比較すると、公設試験研究機関が占める割合が減少する一方、理科系高等教育機関が占める割合が増加している様子が見られる。これにともない、47都道府県における両者の割合を単純平均した数値（全国平均）もグラフでは左上の方向に移動している。

さらに、第4回調査（平成9年度）のグラフ（図5）を観察すると、近畿地方の県の多くは左上方向、九州地方の県の多くは右下方向に位置しているのが注目される。このことは、「経常的経費」のうち理科系高等教育機関に係る割合が高い県が近畿地方に多く、公設試験研究機関に係る割合が高い県が九州地方に多いことを表している。また、他の地方の県においても、近隣の県が比較的近くに位置しており、このことは近隣の県と「経常的経費」の内訳が似る傾向があることを示唆している。

また、第3回調査と第4回調査のグラフを比較すると、近畿地方の県のグループでは、従前理科系高等教育機関に係る割合が高かった県でその割合が減少したところがあったため、近畿地方全体としてはグラフの右下方向へ、また、九州地方の県のグループは理科系高等教育機関に係る「経常的経費」の割合が増加した県が多かったため、グループ全体としてはグラフの左上方向へ移動している。この結果として、全国の都道府県のばらつきが少なくなってきたことが注目される。このことは、「経常的経費」の内訳という一面からは全国の都道府県の均質化が進んでいることを示すものとも考えられる。

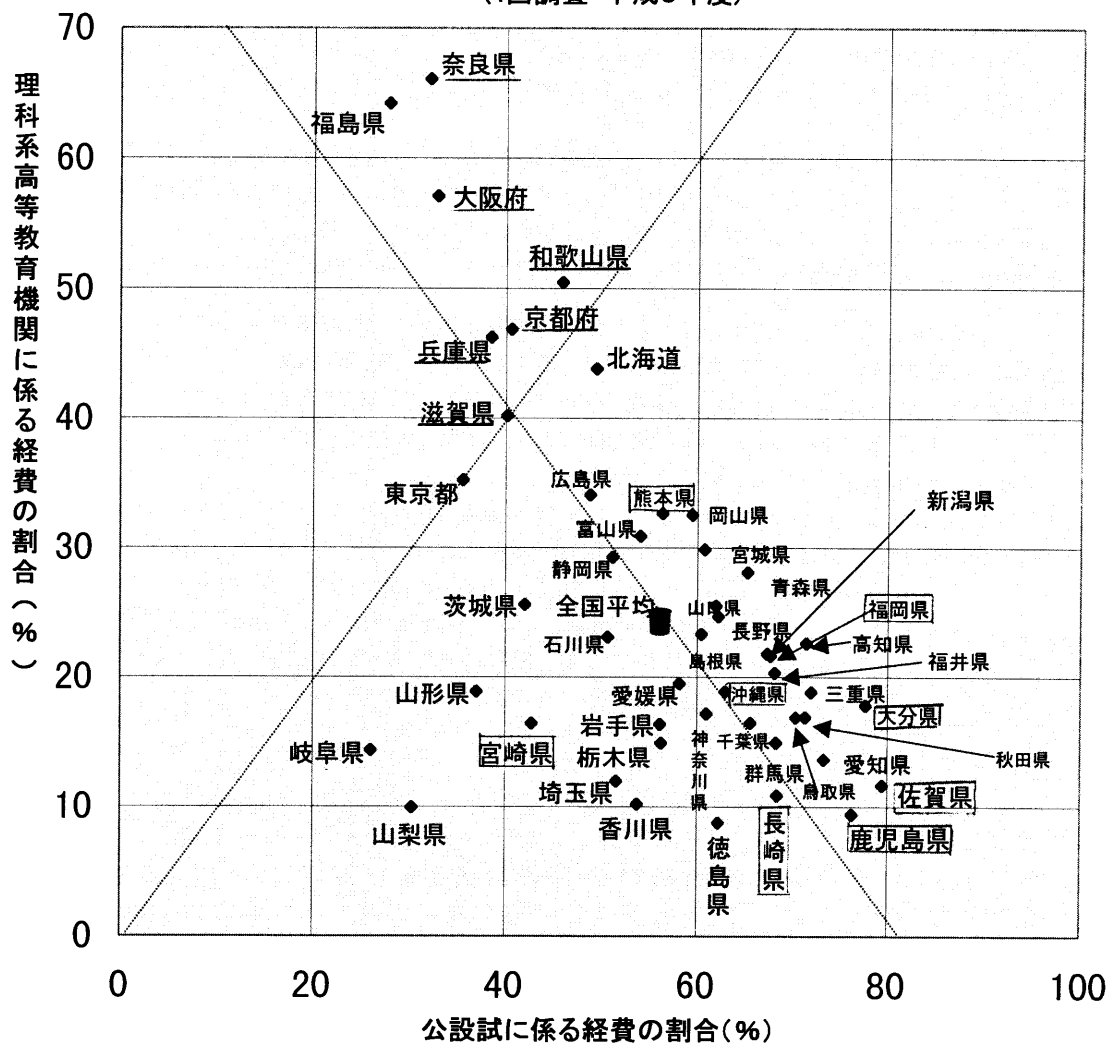
4 終わりに

本論における解析において、「経常的経費」のうち理科系高等教育機関に係る割合が高い県が近畿地方に多く、公設試験研究機関に係る割合が高い県が九州地方に多いことが判明した。このことは、近畿地方は近畿地方の、九州地方は九州地方の特性に応じた科学技術振興施策がとられてきた結果だと考えることも可能だが、逆に、各県が近隣県の動向を意識しすぎて、結果的に特徴がない科学技術振興施策になってしまっているからだとも考えることも可能である。前述のとおり、各県の「経常的経費」の内訳が均質化する方向に向かっているかのような解析結果も出ているのである。

しかしながら、これらの解析結果だけをもって、各都道府県の科学技術振興施策の個性が乏しくなり、内容が均質化していく方向にあると結論付けることは早計であり、さらに詳細な調査研究が必要であろう。平成9年度時点で近隣県の「経常的経費」の内訳とは異なるという意味で個性的な県もいくつか見受けられるのである。

科学技術基本法にあるように、各々の地域において、「その特性を生かして」科学技術振興を図ることを考えて施策を実施し、その結果として「経常的経費」の内訳がより個性的になることを期待したい。

図5 公設試及び理科系高等教育機関に係る「経常的経費」の割合
(4回調査・平成9年度)



(注) 上の図5では、近畿地方の県は比較的上の方に、九州地方の県の多くは下の方に位置している。
また、中国地方の県はその中間に位置するなど、近隣の県が同じような位置に固まる傾向が見られる。
また、図5、図6及び図7の全国平均の位置を見比べると、徐々に左上方向に移動している。

